

# みえ森と緑の県民税

新しく導入されるこの税金を、もっと知って欲しいから。あなたの疑問にお答えします。

# Q&A

**Q1** なぜ、県民みんなが納めるのですか？

**A1** 森林は、木材生産だけでなく、水を貯える、地球温暖化を防ぐ、山崩れや洪水を防止するなど、私たちの生活に欠かせない大切な役割を果たしています。この森林からもたらされる恵みは全ての県民が受けていることから、県民のみなさんに幅広く負担していただくことにしました。

**Q2** 子どもからお年寄りまでみんなが1,000円納めるのですか？

**A2** 県民税均等割の超過課税ですので、個人県民税を納める方が対象になります。従って、個人県民税が非課税となる方（所得が無い未成年者や所得金額が一定の金額以下となる方など）には課税されません。

**Q3** この税が森林づくりとは関係のないことに使われるのではないかと心配なのですが・・・

**A3** 納めていただいた税金は、使いみちを明らかにするため「みえ森と緑の県民税基金」に入れて管理し、新たな森林づくりのために使います。また、第三者による評価委員会を設置し、毎年度、事業の取り組み結果について評価検証を行い、結果は県民の皆さまに公表します。

**Q4** どのようなことに使われるのですか？

**A4** 納めていただいた税金で「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めます。具体的には・・・

## ② 暮らしに身近な森林づくり

荒廃した里山や竹林の再生、集落周辺の森林整備など、暮らしに関わりの深い森林づくりによって生活環境を保全します。



## ⑤ 地域の身近な水や緑の環境づくり

海岸漂着流木の除去活動支援や、漁民による森林づくり活動支援など、身近な水や緑の環境づくりを進めます。



## ① 土砂や流木を出さない森林づくり

溪流に堆積した土砂や流木になる恐れのある立木の除去などを進め、洪水や山崩れに強い森林をつくります。



## ③ 森を育む人づくり

子供たちが森林を学び・ふれあう「森林環境教育」など、森林や緑を大切に思い・育む人づくりを行います。



## ④ 木の薫る空間づくり

木づかいを通じて森林を支えるため、多くの方が利用する公共空間に県産材を活用するなど、暮らしや公共空間における木材利用を進めます。



問い合わせ先

税の使いみちに関すること

三重県農林水産部みどり共生推進課

TEL 059-224-2513

FAX 059-224-2070

税のしくみに関すること

三重県総務部税務・債権管理課

TEL 059-224-2127

FAX 059-224-4321

みえ森と緑

検索